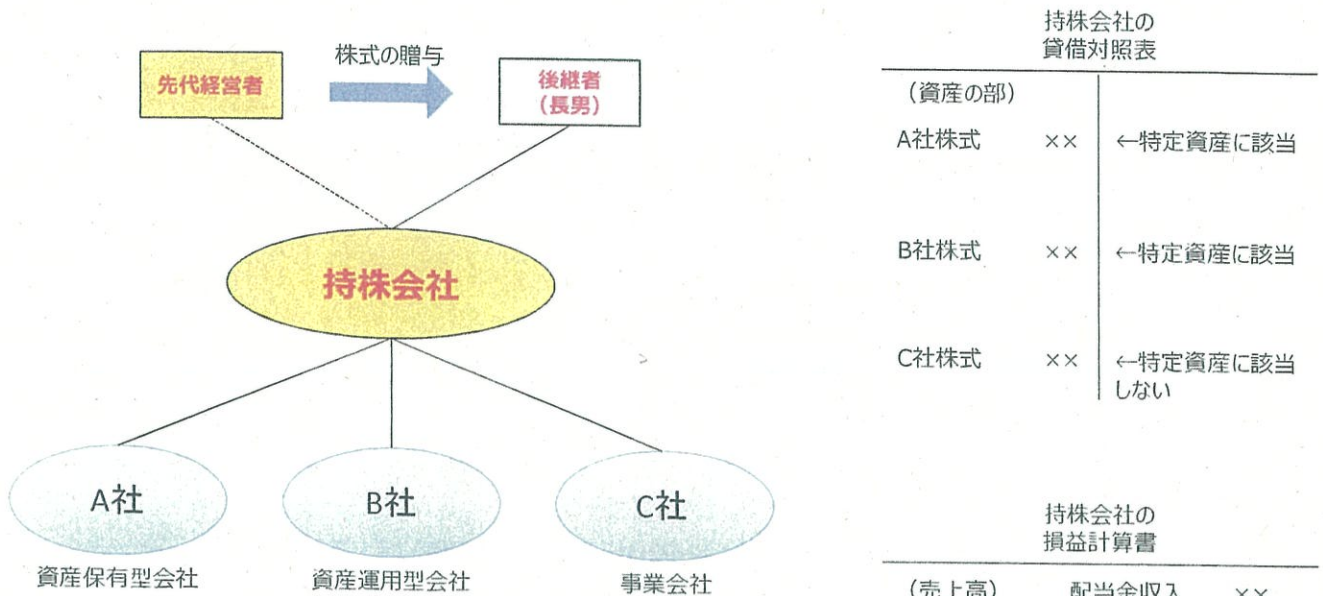


【特例】会社の要件（チェックポイント①）

- 持株会社でも適用可能です。

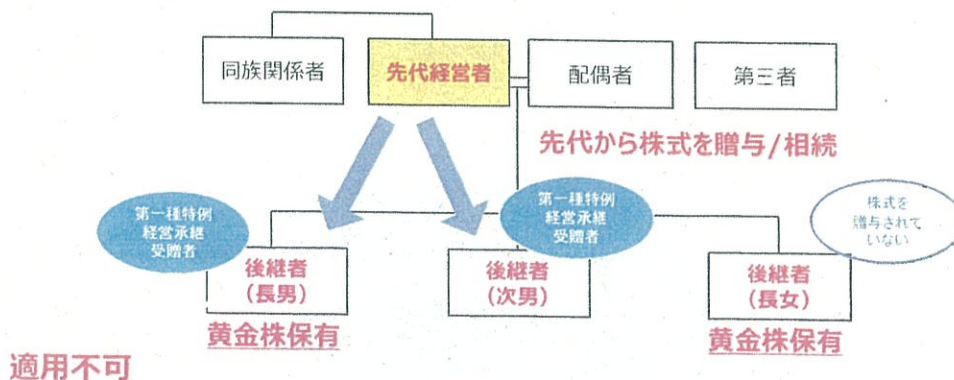


- A社、B社、C社とも、大会社、上場会社、風俗営業会社に該当しないこと。
※1社でも該当したら認定することができません。
- 特例承継計画には、子会社の経営見通し等を記載します。

↑ 総収入金額に算入可。
(「総収入金額が零を超えていること」の要件を満たしている。)

【特例】会社の要件（チェックポイント②）

- 黄金株発行会社の場合には、第一種特例経営承継受贈者、第一種特例経営承継相続人、第二種特例経営承継受贈者、第二種特例経営承継相続人以外の者が黄金株を保有している場合には認定できません。



✓ 注意点

- 特例計画書において、特例後継者として長男・次男・長女の名前が記載。
- ⇒ 黄金株は、長男・長女が保有。
- ⇒ 先代経営者から株式を贈与されたのは、長男・次男のみ（長女には、今後配偶者や同族関係者から贈与・相続予定。）。
- ⇒ 長女は株式を贈与されていないので「第一種特例経営承継受贈者」とならない。
- ⇒ （特例後継者ではあるが）長女が黄金株を保有しているため、長男・次男に係る認定はできません。